

令和 7 年度

厚田区古潭地区市有林
間伐材売払い

一般競争入札募集要領

産業振興部林業水産課

□ 売払い物件等一覧

ー市有林間伐材ー

	所 在 地（林小班）	樹 種	材 積
間伐材	石狩市厚田区古潭 4 1 1 (1026-9 林小班ほか)	トドマツ 62 年生ほか、 その他雑木	765 m ³

□ 入札参加資格

1 売払い参加資格に関する条件

次の各号の一に該当すると認められる方。

- ① 北海道水産林務部長から、令和 7 年度に係る「林産物売払いに係る一般競争入札参加資格審査結果通知書」の交付を受けた方
- ② 北海道森林管理局長から、令和 7 年度に係る「林産物売払いに係る一般競争入札参加資格審査結果通知書」の交付を受けた方
- ③ 北海道内に事務所を置く森林組合

2 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する方は、競争入札に参加することができません。

また、石狩市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 20 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団関係事業者該当する方も、競争入札に参加できません。

【参考】地方自治法施行令第 167 条の 4

- (1) 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
- (2) 普通地方公共団体は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があった後 2 年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - ① 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
 - ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - ④ 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当り職員職務の執行を妨げた者。
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
 - ⑥ 前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- (3) その他、市長が不適合と認めた者。

3 入札保証金について

- (1) 入札者は、石狩市契約規則第 9 条の規定に基づき、開札日の開札時刻前までに当該入札者の見積る契約金額（消費税相当を含んだ額）の 100 分の 10

以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

- ① 納付方法は、地方自治法施行令第167条の7第2項及び石狩市契約規則第9条第4項から第5項及び石狩市契約規則運用方針（平成9年3月方針第1号）第3第2項の定めるところによる。

（2）（1）にかかわらず入札者が下記に該当するときは、入札保証金を免除する。

- ① 当該一般競争入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

□ 入札参加申込・受付

1 一般競争入札参加資格審査申請

申請書の入手方法は、「石狩市ホームページ」からのダウンロード又は「石狩市産業振興部林業水産課」にて交付します。

2 受付期間

令和7年4月16日（水）から令和7年4月30日（水）まで

【午前9時00分から午後5時00分まで】

※電話、ファックス及び電子メールによる受付は行いません。郵送または直接来庁して申し込んでください。（必着とします。）

3 受付場所

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2

石狩市産業振興部林業水産課

電話 0133-72-3246（直通）

4 提出書類

（1）一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

（2）誓約書（暴力団員及び暴力団関係事業者でないことを表明するもの）（様式第2号）

（3）添付書類（発行後3ヶ月以内のもの・各1通）

①個人の場合：住民票及び本籍地の市町村長の発行する身分証明書

②法人の場合：資格証明書（※）及び印鑑証明書

（※）資格証明書：法人の登記事項を証明する書類（法人登記簿謄本、代表者事項証明書等）

③北海道水産林務部長又は北海道森林管理局長が交付した、令和7年度に係る「林産物売払いに係る一般競争入札参加資格審査結果通知書」の写し

□ 受付後

- 1 申請受付後、入札参加資格について審査をし、適格と認めた方（以下「入札参加者」といいます。）に次の書類を交付します。

①一般競争入札参加書

②入札書

③委任状

※必要事項を記載・押印等を行ったうえ、入札期日に必ず持参ください。

- 2 代理人により入札参加の申込を行う場合は、委任状を提出してください。

□ 現地説明希望の場合

- 1 現地説明会は行わないため、希望者は下記に問い合わせ下さい。

石狩市産業振興部 林業水産課 Tel 0133-72-3246

□ 入札会場等

- 1 入札会場等は、次のとおりです。

- (1) 入札会場

石狩市役所 4 階 401 会議室

- (2) 入札日時

令和 7 年 5 月 2 日（金） 10 時 00 分

- (3) 必要書類等

- ①一般競争入札参加書

- ②入札書（記入・押印してください。）

- ③委任状（代理人の方のみ・個人の場合は、印鑑証明書を添付）

- ④印鑑（代理人の場合は代理人の方の印鑑）

※入札書の記入

- ア）入札書には明瞭に記入、押印してください。

- イ）入札書の記入は、ボールペン又は万年筆を使用してください。鉛筆、シャープペンシルは使用できません。

- ウ）入札金額はアラビア数字を使用し、円未満の端数は記入しないでください。

- 2 入札参加者は、入札時限を過ぎますと、いかなる理由があっても入札できません。

- 3 入札会場へは、入札者でなければ入場できません。

□ 入札方法等

- 1 入札方法

封筒に入札書を入れた後、封をして入札箱に投入していただきます。

- 2 入札書記載金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札参加者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者か免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載して下さい。

- 3 郵便又は電報による入札

認めません。

□ 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者の行った入札

- (2) 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札

- (3) 入札書の金額を加除訂正したもの又は入札書の氏名の下に押印のないもの

- (4) 一の入札者が同一事項に対して 2 通以上の入札を行ったもの

- (5) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理を行った者の入札
- (6) 入札価格を総額で入札すべきことを示してあるときに単価で入札したもの、又は単価で入札すべきことを示してあるときに総額で入札したもの
- (7) 入札金額、氏名その他入札要件の記載等が確認できないもの
- (8) 最低制限価格を設けているときにこれを下回った入札
- (9) 入札に関して不正行為があった者のした入札
- (10) 当該契約の内容に適合した履行を確保できず、又は公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当と認められる入札
- (11) その他入札条件に違反した入札記名押印のない入札

□ 開札

開札は、入札会場において入札終了後直ちに、入札参加者の面前で行います。

□ 落札

- 1 開札の結果、入札参加者のうち予定価格以上で最高価格の入札をした方を落札者とし、直ちにその旨を落札した方へ通知します。
- 2 落札となるべき同価の入札をした方が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。
- 3 入札結果は、すべての入札を対象として、その場で入札金額を公表します。

□ 再度入札

- 1 開札の結果、予定価格に達する入札がないとき及びすべての入札が無効であったときは、直ちに再度の入札（以下「再度入札」という。）を行います。
- 2 再度入札は、原則として2回を限度とします。

□ 契約の締結

- 1 売払い契約の締結は、令和7年5月2日（金）に行います。
- 2 売払い契約は、申込者名義で行います。

□ 売払い代金の納付等

売払い代金等の納付は、次のとおりです。

- 1 契約保証金は、免除します。
 - 2 契約締結の翌日から起算して15日以内に納入していただきます。
- （注）売払い代金の分割納入はできません。

□ 物件の引渡し

物件の引渡しは、売払い代金納入を確認した日から15日以内に、文書により引渡しを行います。

□ 搬出期限

令和7年5月31日までとします。